

改正

平成8年9月18日条例第17号
平成9年12月19日条例第43号
平成12年3月24日条例第7号
平成13年9月14日条例第24号
平成17年9月26日条例第119号
平成18年12月13日条例第34号
平成22年12月9日条例第22号
平成24年3月23日条例第11号

幕別町町営住宅条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、幕別町町営住宅（以下「町営住宅」という。）及び共同施設の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(町営住宅及び共同施設の設置)

第2条 町は、町営住宅及び共同施設を設置する。

2 町営住宅及び共同施設の位置、構造、戸数及び家賃は、別表1及び別表2のとおりとする。

(入居者の公募の方法)

第3条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 住民に対し、町の広報紙による周知
- (2) 町庁舎その他町内の適当な場所における掲示
- (3) その他町長が適当と認める方法

(公募の例外)

第4条 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を、前条の規定による公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公共事業の施行に伴う住宅の除却
- (4) 町長が特に必要と認めた場合

(入居者の資格)

第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (3) 町税及び町使用料等を滞納していない者であること。
- (4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み)

第6条 前条に規定する入居資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の決定)

第7条 町長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合においては、その困窮度に応じ入居者を決定するものとする。

(特定目的町営住宅の特例)

第7条の2 第2条に規定する町営住宅及び共同施設のうち、別表2に掲げる町営住宅及び共同施設を特定目的町営住宅（以下「特目住宅」という。）とする。

2 町長は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、規則で定める条件を具備する低所得者等（以下「特定住宅困窮者」という。）を特目住宅に入居させることができる。

3 前2項に定めるもののほか、特目住宅の入居に関し必要な事項は、規則で定める。

（入居の手続）

第8条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から15日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

（1）原則として町内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

（2）第10条の規定により敷金を納付すること。

2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。

4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅入居の決定を取り消すことができる。

5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 町営住宅の入居決定者は、前項にて通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（同居の承認）

第9条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

（入居の承継）

第9条の2 同居の親族を有する入居者が死亡し、又は退居した場合において、当該同居の親族が引き続き当該町営住宅に入居を希望するときは、当該同居の親族は、町長の定めるところにより入居の承継について町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

（敷金）

第10条 町長は、入居者から家賃の2カ月分に相当する額の敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし未納の家賃又は損害賠償金があるときは、これを控除する。

3 敷金には利子をつけない。

（家賃の納付）

第11条 入居者は、町長の発する納入通知書により、その月分の住宅の家賃を毎月末までに納入しなければならない。ただし、前納することを妨げない。

2 新たに入居を許可された場合のその月分の家賃は、入居の指定した期間の初日から、月末までの日割計算による額を入居前に納付しなければならない。

3 入居者が月の途中で立ち退き、又は明け渡したときは、その月分の家賃は月初めから立ち退いた日までの日割計算による額を徴収する。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第12条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情があると認めた場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（1）入居者の収入が著しく減ったとき。

（2）入居者が災害により著しく損害を受けたとき。

（3）入居者が疾病にかかったとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(修繕費用の負担)

第13条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（給水栓及び点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、町の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第13条の2 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) ごみその他汚物の処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第14条 入居者は、町営住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責に帰すべき事由によって、町営住宅及び共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第15条 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第16条 入居者は、次の各号に該当する場合には町長の承認を得なければならない。

(1) 住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。

(2) 住宅を模様替えし、又は増築しようとするとき。

2 町長は、前項の承認を行うに当り、入居者が当該住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに町営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、速やかに原状回復又は撤去しなければならない。

(届出義務)

第16条の2 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないとき、又は入居後において、連帯保証人の欠員その他の異動が生じたときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(立入検査)

第17条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、当該事務の担当職員に随時町営住宅の状況検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときはあらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

(住宅の検査)

第18条 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が第16条第1項各号の規定により町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査時まで、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第19条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡を請求することができる。

(1) 不正行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3カ月以上滞納したとき。

(3) 当該町営住宅及び共同施設を故意にき損したとき。

(4) 第15条及び第16条の規定に違反したとき。

(5) 正当な事由によらないで第17条第1項の規定に基づく町営住宅の立入検査を拒んだとき。

(6) 入居者が第22条の勧告に従わなかったとき。

(7) 特目住宅の入居者の収入の額が、規則で定める金額を超えたと認められたとき。

(駐車場の管理)

第19条の2 町営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理については、幕別町公営住宅管理条

例（平成9年条例第6号）第5章に規定する駐車場の管理の例による。

（住宅管理人）

第19条の3 町長は、町営住宅に住宅管理人を置くことができる。

（警察署長の意見の聴取）

第20条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

- （1）第7条の規定により町営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- （2）第9条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする者
- （3）第9条の2第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- （4）前条に規定する駐車場の使用者を決定しようとする場合 入居者及び同居者

2 町長は、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（町長への意見）

第21条 警察署長は、町営住宅の入居者又は同居者について暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、町長に対して、その旨の意見を述べることができる。

（勧告）

第22条 町長は、第20条第2項の規定による意見又は前条の意見が述べられた場合であって町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して町営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（罰則）

第23条 町長は、詐欺その他不正の行為により、家賃の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

2 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、忠類村特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年忠類村条例第16号。以下「旧忠類村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧忠類村条例により設置されていた住宅における敷金は、編入日以後新たに入居する者から適用し、編入日前に入居している者については、なお従前の例による。

4 編入日前にした旧忠類村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月18日条例第17号）

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日条例第43号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第7号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月14日条例第24号）

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日条例第119号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成18年12月13日条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月9日条例第22号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第11号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

別表 1（第2条関係）

団地名	竣工年度	位置	構造	戸数	家賃	備考
糠内	H 6	字五位349番地14	簡耐 1 F 3 LDK	2	25,000円	67.50平方メートル
糠内	H 8	字五位368番地 6	簡耐 1 F 3 LDK	2	27,000円	67.50平方メートル
糠内	H13	字五位368番地 6	簡耐 1 F 3 LDK	2	29,000円	67.50平方メートル
メゾン あけぼの	H 3	忠類栄町447番地 1	簡耐 1 F 1 LDK	8	18,000円	48.19平方メートル (車庫付)

別表 2（第2条、第7条の2関係）

団地名	竣工年度	位置	構造	戸数	家賃	備考
緑町南 2	S 59	緑町10番地103	簡耐 2 F 3 LDK	6	8,500円	66.30平方メートル

改正

平成18年1月16日規則第59号

幕別町町営住宅規則

(目的)

第1条 この規則は、幕別町町営住宅条例（平成6年幕別町条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入居者の公募)

第2条 条例第3条第1項の規定による幕別町町営住宅（以下「町営住宅」という。）の入居者の公募は、次の各号に掲げる事項を示して行うものとする。

- (1) 賃貸住宅が町営住宅であること。
- (2) 町営住宅の団地名、位置、戸数、家賃、規模及び構造
- (3) 入居者の資格
- (4) 入居申込みの期間及び提出書類
- (5) その他必要な書類

(入居者の選定)

第3条 条例第7条で困窮度に差異を認めがたいときは、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

(条例等の準用)

第4条 この規則に定めるもののほか、町営住宅の入居、家賃及び管理について必要な事項は、幕別町公営住宅管理条例（平成9年条例第6号）及び幕別町公営住宅管理規則（平成9年規則第10号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村特定公共賃貸住宅管理条例施行規則（平成6年忠類村規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年1月16日規則第59号）

この規則は、平成18年2月6日から施行する。